

小児生活習慣病予防健診判定基準

*項目別判定と指導の原則

判定 a: 専門医への受診をすすめる(専門医による管理が望ましいもの)

判定 b: 医師、学校、家庭などが連携して生活指導を行い、6ヵ月～1年後に経過観察のため検査を受けることが望ましいもの。

判定 c: 学校、家庭などの連携のもとに生活指導を行うことが望ましいもの。

判定 d: 所見はあるが管理は不要であり、次回健診時にその項目の変動に留意する。

判定 n: 今回の健診では異常所見が認められないもの。

1. 肥満度判定基準

50%以上	a	a: かなりの肥満です
30～49.9%	b	b: 肥満です
20～29.9%	c	c: 肥満ぎみです
－19.9%～19.9%	n	n: 正常体格群です
－20%以上	y	y: やせすぎの傾向があります

注1 肥満の判定はある一時点での数値より、変動の経緯を見ることが大切である。

特に、2～3ヵ月の間に肥満度にして10%以上の増加、あるいは減少があった場合は専門医に相談をすすめる。

注2 －20%を超す「やせ」は別枠で判定(y)することにした。

「肥満」と「やせ」とではその意味合いが異なり、「やせ」は生活習慣病でない場合も多いからである。

ただし、肥満度が－20%を超す「やせ」は、病気が原因のこともあるので、別枠で判定し、「専門医に相談するように」との補助コメントを付加する。

肥満度の計算について

○ 肥満度の計算式…… 肥満度 =
$$\frac{\text{実測体重} - \text{標準体重} *}{\text{標準体重} *}$$
 × 100

*標準体重の求め方

身長と体重の回帰式にあてはめて計算します。

標準体重 = a × 身長(cm) + b ※bはマイナスのため、事実上は引き算

	年齢	a	b
男 子	5	0.386	-23.699
	6	0.461	-32.382
	7	0.513	-38.878
	8	0.592	-48.804
	9	0.687	-61.390
	10	0.752	-70.461
	11	0.782	-75.106
	12	0.783	-75.642
	13	0.815	-81.348
	14	0.832	-83.695
	15	0.766	-70.989
	16	0.656	-51.822
	17	0.672	-53.642
女 子	5	0.377	-22.750
	6	0.458	-32.079
	7	0.508	-38.367
	8	0.561	-45.006
	9	0.652	-56.992
	10	0.730	-68.091
	11	0.803	-78.846
	12	0.796	-76.934
	13	0.655	-54.234
	14	0.594	-43.264
	15	0.560	-37.002
	16	0.578	-39.057
	17	0.598	-42.339

文部科学省：「平成 12 年 学校保健統計報告書」に基づき計算(村田 光範 先生 作成)

2. 血清脂質判定基準(総コレステロールとLDLコレステロールにより判定する)

※ただし、脂質検査でLDLコレステロールを追加項目として行った場合は注1の判定基準を用いる
(なお、LDLコレステロール直接法で測定せず中性脂肪(空腹時採血による)測定している場合は、LDLコレステロールを Friedewald の式より算出する)

1) 総コレステロールとHDLコレステロールによる判定(図中に示した境界値の数字は厳しい判定側に含まれる)
(mg/dL)

(T-cho)	280	a	a	a: 血清脂質の値にかなり異常がみられます
	240	b	a	b: 血清脂質の値に異常がみられます
	220	c	b	c: 血清脂質の値に異常傾向がみられます
	190	d	c	d: 血清脂質の値にやや異常傾向がみられます
		n	d	n: 正常範囲です
		$\geq 40 >$		(mg/dL)
		(HDL-cho)		

2) LDLコレステロールの判定

190mg/dL 以上	a
160～190mg/dL 未満	b
140～160mg/dL 未満	c
110～140mg/dL 未満	d
110mg/dL 未満	n

注1 LDL コレステロールを追加項目として測定している場合は上記判定をもとに、両者の判定が異なる場合はいずれか重い方。同じ場合は1ランク上の判定とする。

(ただし、両者とも a の場合は a 判定、両者とも n の場合は n 判定)

ex. 両者とも b 判定の場合は a、c の場合は b……

注2 Friedewald の式: LDL コレステロール = 総コレステロール - HDL コレステロール - 中性脂肪 / 5

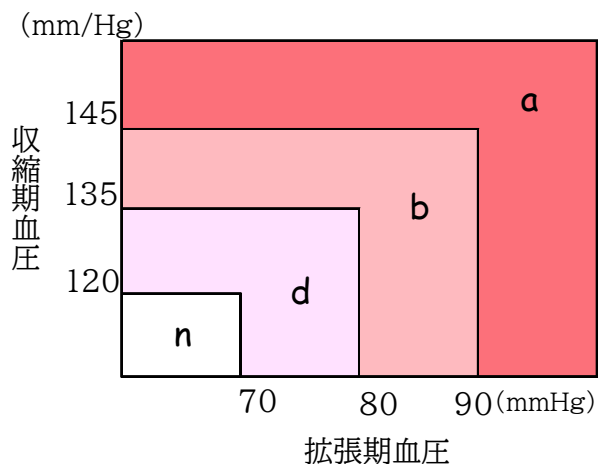
ただし、中性脂肪 ≥ 400 mg/dL の場合はこの式は適応しないため、総コレステロールと HDL コレステロールより指導区分を決定する。

注3 HDL コレステロールが 150mg/dL 以上の場合は、上記による判定に関わらず専門医に相談を促す補助コメントを付加する。

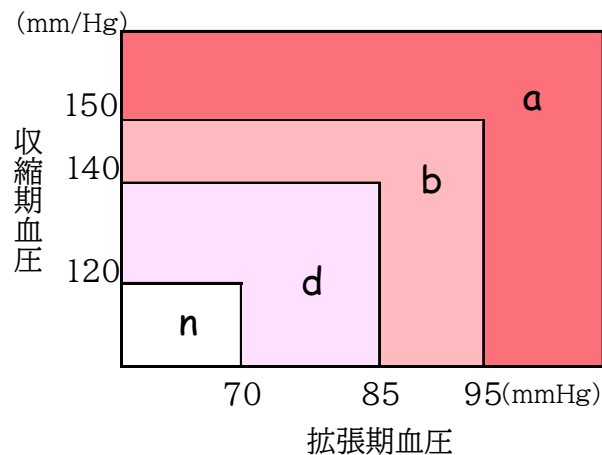
3. 血圧判定基準*(図中に示した境界値の数字は厳しい判定側に含まれる)

*ただし、自動血圧計を使用しての学校での集団的血圧測定値による。

1) 小学校(男女)および中学校(女子)



2) 中学校(男子)および高校(男女)



a: 高血圧です

b: 軽度の高血圧です

d: 血圧は正常範囲ですがやや高めです

n: 正常範囲です

注1 上記方法により正常域(n)を超えた場合は原則として3回測定し、収縮期血圧が最も低い測定値を記入する。
ただし、2回目の測定で収縮期・拡張期とも正常域(n)であった場合はその実測値を記入する。

注2 血圧が一定基準を超えた場合に高血圧と判定するため、一般小児の血圧判定には境界域を示す c 判定はなく、高血圧(a および b 判定)と正常血圧(d および n 判定)しかありえない。

4. その他

1) 糖尿病(調査票による)

所見あり: a(糖尿病です)

所見なし: n(所見がありません)

2) 家族歴(調査票による)

所見あり: d(ご家族に生活習慣病の方がみられます)

所見なし: n(所見がありません)

5. 総合判定による指導区分

総合判定による指導区分		判定基準
I (要医学的管理)	I-1	糖尿病(a)
	I-2	各項目のうち1項目でも(a)(※ I-1を除く)
	I-3	どの項目にも(a)はないが「脂質」「血圧」が共に(b)
II (要経過観察)		どの項目にも(a)がなく、いずれか1項目でも(b)
III (要生活指導)		どの項目にも(a)(b)がなく、いずれか1項目でも(c)
IV(管 理 不 要)		どの項目にも(a)(b)(c)がなく、いずれか1項目でも(d)
N(正 常)		全ての項目が(n)

6. 指導の原則とコメント

指導区分		指導の原則	指導コメント
I	I-1	専門医による管理が望ましい	引き続き専門医を受診して下さい
	I-2		専門医に相談して下さい。
	I-3		
II		医師、学校、家庭などが連携して生活指導を行い、数ヵ月～1年後に経過観察のための再検査を受けることが望ましい	医師や学校の先生、保護者の方などと相談し、バランスのとれた食生活と適度な運動を心がけてください。6ヵ月～1年後には再検査を受けてください。
III		学校、家庭などの連携のもとに生活指導を行うことが望ましい	バランスのとれた食生活と適度な運動を心がけてください
IV		所見はあるが管理は不要。但し、次回健診時に各検査項目値の変動に留意する	今後とも正しい生活習慣を心がけてください。次回健診時にいろいろな検査項目の変化にもよく注意してみましょう。
N		今回の健診では異常所見が認められない	今回の健診結果では特に異常はありませんでした。現在の良い状態を続けるよう心がけてください。

ただし、

- ①家族歴と生活習慣病との関連については、個人結果票すべてに「生活習慣病は家族的(体質的)な傾向があります。家族の方にも生活習慣病がある場合は、今のところ問題がなくてもぜひ正しい生活習慣を心がけてください。今回の健診でもしも何か問題がある場合は、とくに正しい生活習慣を心がけるようお願いします。」のコメントを印字し、家族歴が認められた場合には家族歴結果欄に(裏面をご参照してください)と付加。
- ②HDL コレステロールが150mg/dL 以上の場合は補助コメントに「HDL コレステロールが非常に高くなっています。一度専門医と相談してください。」を付加。
- ③総合判定(II)以下で、肥満度が(b)または(c)の場合、補助コメントに「肥満の判定はある一時点での数値より、変動の経緯をみるのが大切です。定期的に身重・体重を測定して肥満度の変化に注意しましょう。2～3ヵ月の間に肥満度にして10%以上の増加、あるいは減少があった場合は専門医に相談してください。」を付加。
- ④総合判定(II)以下の場合で、血圧が(b)または(d)の場合、補助コメントに「血圧は変動するものなので、ご家族や保健室などで定期的に血圧を測定し、血圧の変動に注意して下さい」を付加
- ⑤肥満度が-20%以下の「やせ」の判定は別枠とし、補助コメントに「-20%を超すやせは病気が原因である場合も考えられますので、一度医師と相談することをおすすめいたします。」を付加。
- ⑥LDL コレステロールを Friedewald の式より算出した場合は、個人結果票にその旨を記載する。